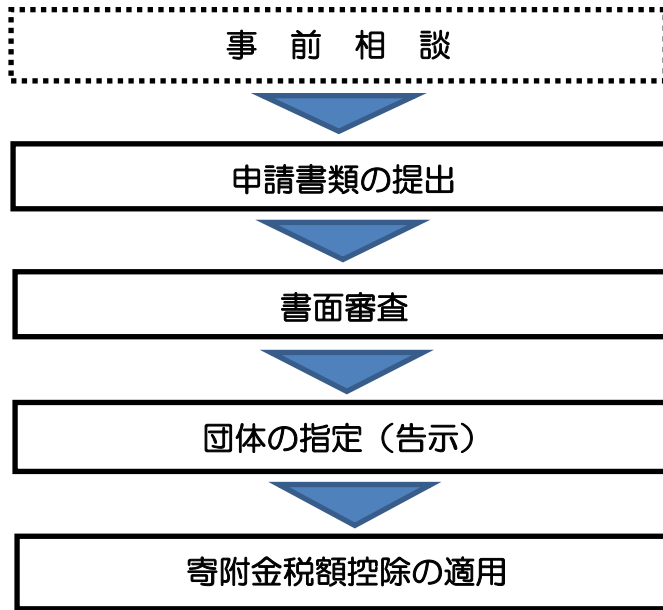


大阪府への申請フロー

■「市民公益税制」(3号指定)に係る申請の流れ



※申請書類の記載方法等で、ご不明点がある場合のみご相談ください。

2021年中の指定を希望する場合、2021年11月30日までに提出してください。

条例に定める基準に適合しているか、書面審査を実施(概ね1か月間)

■税額控除の対象となる寄附金の支出の期間

原則、「指定日の属する年の1月1日～指定日から5年を経過した日」となります。

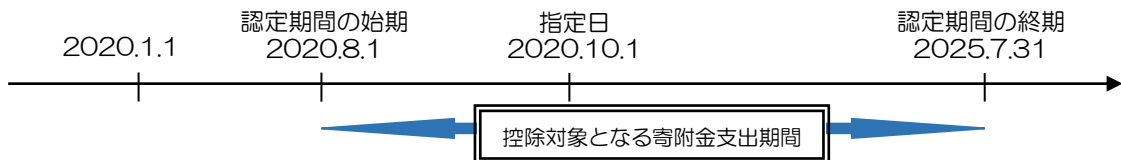
ただし、認定NPO法人等、学校法人、公益社団法人、公益財団法人については、所得税の控除対象となった日以降から税額控除の対象となります。

また、あらかじめ指定の要件に該当しなくなるが予定されている場合は、その日までが税額控除の対象となります。

(例1) 認定NPO法人(認定期間: 2019.12.1~2024.11.30)



(例2) 認定NPO法人(認定期間: 2020.8.1~2025.7.31)



■条例指定後、団体にご協力いただくこと

- (1) 寄附者に受領証明書を発行
- (2) 寄附金控除を希望する寄附者に申告の手続きについてお知らせ
- (3) 寄附者が円滑に税額控除を受けられるよう、大阪府及び市町村へ氏名等の個人情報提供可否の確認
- (4) 大阪府へ寄附者名簿を提出
※ただし、(3)でご確認いただいた個人情報の提供を了解した寄附者のみ